

申込みにあたってのご注意

- (1) 申込方法、申込資格、入居収入基準等をよくご確認のうえ、お申し込みください。申込みは、1世帯1申込みに限ります。
- (2) 資格審査の結果、入居収入基準等が不適格であれば失格となります。
- (3) 家族を不自然に分割又は合併した申込みは認められません。(夫婦の別居など)
ただし、離婚訴訟中等の場合には、家族を不自然に分割又は合併した申込みとならない場合がありますので、詳しくは大阪市営住宅募集センター募集担当までお問い合わせください。
- (4) 申込書の記載事項が事実と相違したり、事実であることの確認ができない場合は失格となります。
- (5) 付近の交通機関・一般道路・高速道路・工場等の住環境については事前に十分ご検討、ご確認ください。
- (6) 現在、「市営住宅ストック総合活用計画」*に基づき、住宅の建替・耐震改修・住戸改善・エレベーター設置等の各事業を実施しています。入居後、これらの事業を実施する場合がありますので、その際には、ご理解のうえご協力をお願いします。また、建替事業等を行う際には、他の市営住宅へ移転していただく場合があります。
※「市営住宅ストック総合活用計画」に基づき実施する事業の種類や、耐震性について、住棟毎に大阪市のホームページに掲載しています。
アドレス (URL) : <https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000006221.html>
- (7) 申込みされてから住宅の補修を行いますので、通常入居までには約2か月程度の期間がかかります。
なお、年度末(1月下旬から3月まで)のお申込みにつきましては、補修工期の関係上、原則として5月から6月頃の入居予定となりますので、あらかじめご了承ください。
- (8) 現在市営住宅に入居されている名義人が、新たに申込みされる場合の入居のあっせんは、現住宅の家賃の完納と返還等、現にお住まいの住宅の退去手続きを完了することを条件とします。
- (9) 何の連絡もなく、本市の指定する手続日にお越しにならないときは、入居を辞退されたものとして処理します。入居辞退をご希望のときは、必ずご連絡くださいますようお願いいたします。辞退後の復活はできませんので、あらかじめご承知おきください。
- (10) 入居契約手続きが完了し、鍵をお渡しするまでの間は、部屋の下見(内覧)はできません。
- (11) 市営住宅内では、犬・猫などのペットは飼育できません。
- (12) 申込者本人及び同居する者が暴力団員である場合や市営住宅の未納家賃がある場合等は、入居できません。なお、入居後に暴力団員であることが判明した場合もしくは入居後に暴力団員になったことが判明した場合、又は市営住宅の未納家賃があること等が判明した場合は、住宅の明渡しの対象となります。
- (13) 申込みされた市営住宅へ入居した後は、入居者全員が当該住宅に速やかに生活の本拠を移し、住民票を当該住宅に異動してください。
- (14) 持ち家の方は、原則として申し込むことができません。ただし、入居契約日までに申込者本人及び同居する者以外に持ち家を売却される予定等の場合は申し込むことができます。詳しくは大阪市営住宅募集センター募集担当までお問い合わせください。
- (15) 資格審査時に提出していただいた書類は返却できませんので、ご了承ください。
- (16) 入居後は、家賃以外に、居住者が共同で使用する部分に要する費用(防犯灯・エレベーターの電気代や共用部分の水道代等)として共益費を負担していただきます。
- (17) 入居時の家賃は、「随時募集《公営住宅・改良住宅》申込み受付のご案内」の募集住宅一覧に掲載している額となります。次年度以降の家賃は毎年行う「収入申告」により所得を認定し、家賃を決定します。
- (18) 募集住宅一覧の「エレベーター」欄にエレベーターの有無を記載しております。なお、各階に停止しないエレベーターが設置されている場合は、備考欄に停止階を記載しておりますのでご注意ください。

- (19) 間取りの表示について、「(洋)」は板間を、「浴室」は浴室のスペースのあるものをいい、「浴室」の表示のない住宅には、浴室のスペースがありません。
- (20) 浴室には、浴槽欄に「無」と記載がある場合は、浴槽・給湯器等は設置されておきませんので、浴槽・給湯器等は入居者のご負担で設置していただきます。設置にあたって不明な点があれば住宅管理センターにお問い合わせください。なお、退去時には、浴槽・給湯器等を取り外したうえで住宅を返還していただくこととなりますので、あらかじめご承知おきください。また、「-」と記載のある場合は、浴槽を設置することができる浴室のスペースがありません。
- (21) 入居されるまでに空家補修工事を行います。必要最低限の補修工事となりますのであらかじめご承知おきください。
- (22) 南港中(ポータタウン)住宅周辺はノーカーゾーン(車両乗入規制街区)となっております。やむをえず自動車を住宅前まで乗り入れる場合は、「南港ポータタウンノーカーゾーン道路通行届」の提出が必要となりますので、あらかじめご承知おきください。
- (23) 団地内及び周辺道路での駐車は、緊急車両やごみ収集車などの通行を妨げ、救急活動や消化活動に支障をきたし、交通事故の原因にもなります。多くの方が集まって生活される住宅ですので、迷惑になる駐車はおやめください。

※事故住宅について

「随時募集《公営住宅・改良住宅》申込み受付のご案内」の募集住宅一覧の備考欄に「事故住宅」とある住宅は、住戸内等において人身事故の発生した住宅や、孤立死で発見が遅れた等の住宅ですが、入居されるまでには補修を行い、使用においては他の住宅と何ら変わりありません。〔()内に貸与を保留した年を記載しています。〕

事故の原因等については、募集住宅一覧の備考欄に記載されていること以外はお答えできません。十分ご理解のうえ、お申し込みください。

「申込みのしおり」をよくお読みください！

最近、「敷金が用意できない。」「エレベーターがない。」「浴槽等の設置費用がない。」などの理由で当選されても辞退される方や、何の連絡もなく契約手続きをされずに辞退扱いとなる当選者が増えています。

また、生活保護を受給されておられる方についても、敷金・浴槽設置費用・引越費用が支給されず辞退されるケースが増えています。必ず担当ケースワーカーにご相談のうえお申し込みください。

多くの方に入居いただき、市民の財産である市営住宅を有効に活用していくためにも、「申込みのしおり」をよく読み、十分検討いただいたうえでお申し込みください。

※併せて同時にお配りする「随時募集《公営住宅・改良住宅》申込み受付のご案内」をご覧ください。